

# 発明に見る日本の生活文化史

お金シリーズ 第1巻 貯金箱

抜粋版

株式会社ネオテクノロジー

# 発明に見る日本の生活文化史 お金シリーズ 第1巻 貯金箱

はじめに

社会と技術のかかわり  
なぜ、発明から文化を見るのか？

第1章 貯蓄の大衆化と奨励

第2章 時代別に生活文化の変遷をとらえる

第1節 明治 お金の貯め方

第2節 大正 時計やカレンダーと貯金箱

第3節 昭和 貯金の励み

第3章 特許図面に貯金箱の変遷をとらえる

参考情報

使用した特許情報

掲載特許一覧表

詳しく調べるために

参考文献

おわりに

## はじめに

今日のわたしたちは、産業構造の変化やエネルギー、環境問題、少子高齢化、そして科学技術の進歩などによって、様々な価値観の変化に直面しています。東日本大震災以降のエネルギー問題をきっかけに、国や専門家任せではなく生活者ひとりひとりが自ら考えを持ち行動する意識の高まりが見られます。急激な変化に対して方向性を見失わずに思想を持ち、あらたな時代を形作っていくことは重要な課題です。

高度な文化を持つという言葉がありますが、日本人はどのような文化を持って生きていくのでしょうか。文化は、人々の営みのなかで、人の頭の中にある思想、形となって表れた物、社会背景が複雑に関わり合った複合体であり、時の流れと共に変化する流動体であるために、とても掴みづらいものです。生きていく渦中であってはなおさらのことです。しかし人がより良く生きていくこうとする時、文化が生まれるのではないのでしょうか。

そこで本シリーズでは、文化の実体にできるだけ近づくための試みをします。ペリー来航をきっかけに、西洋の思想と物が生活の場に押し寄せてきました。そして近代には、西洋を模倣し和洋折衷の変遷をたどることになります。西洋化という急激な価値観の変化に対して、当時の生活者はどのような考えのもとで生きたのでしょうか。今では身近な生活道具となっている発明をたどることで、当時の人々の営みを探ります。身近な道具をとりあげることにより、文化の全体像が見渡しやすくなると思います。現在の私たちの営みを軌道修正していくための合わせ鏡とすることを意図しています。

最後になりますが、本シリーズは発明という理系のフィールドに文系の視点からアプローチしていることが特徴です。ネオテクノロジーは異なるフィールドに学ぶことで自らを磨き、今までにない新たな創造を生み出し、力強い総体と成っていくことを目指しています。技術は人々の生活とそれをとりまく社会との関わりの中で生まれるものであり、そもそも生活文化です。分野の垣根を越えて、皆様の研究の一助になることを願ひ発刊いたします。

## 社会と技術のかかわり

社会の変化とともに課題が生まれ、人はその課題を乗り越えるために技術を生み出します。そして、技術革新は産業の発達を通じて国の経済を活性化させ、ひいては人類の文化と生活の向上に貢献していきます。

技術は発明という形で公に表れます。社会を良くしたいという願いや、成功をつかみたいという欲望や夢など、課題に挑戦する人々の情熱や努力が発明を生み出す原動力となります。数えきれない失敗と僅かな成功を繰り返しながら、社会は少しずつ変化してきました。いま、私たちは発明に表れる先人達の挑戦の歴史を振り返ることによって、社会の変化に立ち向かう勇気をもらうことができるでしょう。

本書で取り上げる時代は、日本で特許制度が始まった明治初期から昭和の第二次大戦前までとしました。明治維新後の混沌の中で日本は近代化を急いできました。西欧諸国が植民地政策によって莫大な富をアジア諸国から吸い上げていくことへの危機感や、幕末に締結した西欧諸国との不平等条約解消の悲願がさらに近代化を加速化させました。

近代化は、文明開化すなわち西洋化の始まりです。西洋建築や洋装、洋食など、今では私たちの日常で当たり前になっていくもの多くが、この百年余りの短い期間に日本に流れ込んできました。井の中の蛙だった日本人にとって、西洋化はかなりのカルチャーショックだったはずですが、しかも、日本が西欧列強に飲み込まれてしまうかもしれないという大ピンチだったはずですが、それでも、日本人は独自の好奇心と勤勉さで、西洋文化を模倣するだけでなく、西洋文化を受け入れながらも日本の既存文化と融合させ、日本独特の文化を発展させてきました。明治と昭和第二次大戦前までの近代化への道のりを振り返り、先人達の情熱と努力が生み出した近代化のダイナミズムに触れることによって、現在の私たちが直面している社会変化に取り組み知恵と勇気を得ることができるよう。

技術発展の基盤として、産業振興と経済発展の基盤として、特許制度は重要な役割を担っています。特許制度は、日本が近代化し生活文化が花開くのと同位相に、大きなダイナミズムの潮流の中から生まれました。明治18年に専売特許条例が公布されてから、日本は海外技術の積極的な導入だけでなく独自に技術を発展させ、また技術革新により経済成長を成し遂げ、世界有数の特許出願国となりました。このことは、西洋文化を積極的に取り入れながら、日本独特の生活文化を発展させてきたことと重なります。特許制度の変遷は、日本人のたゆまない創造と発明の賜物といえるのです。

## なぜ、発明から文化を見るのか？

本書は、生活道具の具体的な発明に表れる様々な工夫を通じて、生活文化を読み取ろうとする試みです。言い換えれば、庶民の生活の創意工夫（発明）の中に、時代の潮流を見出す新たなアプローチです。ネオテクノロジーは特許情報を社会の世相や課題が反映されるアーカイブ情報として活用することによって、現実の発明が積み上げてきた先人の知恵を学ぶことができると考えています。また、歴史上の偉人の活躍よりも、身近な生活道具にこそ生活文化の変化が表れると考えています。生活文化の片鱗は発明として表れます。発明の一つひとつは小さな工夫に過ぎません。しかし、発明を束にして時代を追っていくことによって、庶民の内に秘めた時代のダイナミズムに触れることができます。

特許情報から技術の広がりを見ることもできません。当然ですが、明治、大正、昭和の特許分類と現在の特許分類は一致していません。それは、時代とともに技術が進化し、特許分類が細分化されているからです。特許分類は、審査官が審査を行う際の便宜と外部利用者の検索上の便宜を主眼として付与されています。時代とともに技術が進化し、技術が細分化されていくに従って、特許分類も細分化されていきます。言い換えると、特許分類の変化から技術の広がりを見ることもできません。現在確認できるものを見てみると、特許制度制定後の明治18年から20年代後半までは35類、明治30年代から40年代は136類でした。大正10年に大幅に改正し、総計207類、種別2206種目となりました。第1類から第143類までは機械工業、第144類から186類までは化学工業、第187類から第207類までは電気工業となりました。

さあ、身近な生活道具の発明から百年前の日本人の暮らしにタイムスリップしましょう。

第1章では、明治と昭和初めまでの発明を総覧し、当時の生活文化をとらえます。

第2章では、時代別に生活文化の変遷をとらえるために、明治、大正、昭和それぞれについて特許の発行日順に発明を掲載します。見開き二ページで一件の発明とし、右ページには特許または特許明細書の最初のページを、左ページには「発明の目的」を掲載しています。ただし、方法の発明などで特許明細書に図面が記載されていない発明の場合には、左ページに「発明の目的」と明細書に記述されている「材料」、具体的な数値や条件、手順などが記述された「実施例」を掲載しています。

## 第1章 貯蓄の大衆化と奨励

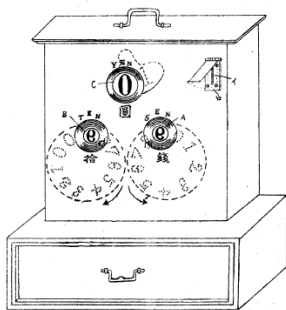
お金を貯めることを貯金といいます。貯金するための道具が貯金箱です。「塵も積もれば山となる」という諺がありますが、少しづつでもお金をコツコツ貯め続けると、いつしか貯金箱はお金でいっぱいになり、まとまったお金を手にすることができ、嬉しいものです。貯金はいざという時の助けになります。「備えあれば憂いなし」という諺にもあるように、日頃の心がけによる備えが、逆境をも乗り越えられる力になります。

本書は、明治から大正、戦前昭和までの貯金箱の発明を取り上げます。この当時の貯金箱の発明を総覧してみると、貯金奨励や貯金思想を養うなどの文言が目につきます。明治維新後、日本は急速な資本主義的発展を遂げました。殖産興業政策をはじめ、官営の鉄鋼・鉄道業運営や、海運・造船業への手厚い補助金支出などは、日本の資本主義の成立・発展にとって大きな意義をもっていました。日清・日露戦争での勝利を経て、日本は一躍して一等国の列に連なることになりました。しかし、その後の戦争を見据えた軍備拡張や殖産興業のため、一般庶民に対する貯金奨励運動が強化されていったのです。本章では、貯金箱の発明に表れる当時の貯金奨励運動を垣間見ていきます。

### 富国の基礎

特許第25900号は、投入金額を表示する百回貯金のための貯金箱の発明です。この特許明細書には「一般家庭用に供して各自の貯蓄心を養成すると共に、大いに奨励し富国の基礎たらしめる」と記載されています。第一図にあるように、貯金箱の表面に「圓」「拾」「銭」の位を付記した三個の数字表示穴と一個の金子投入口を設けています。一銭銅貨一個を投入すると、表示穴の裏面の数字車が回転して、銭位の表示穴が

圖一第



特許第25900号

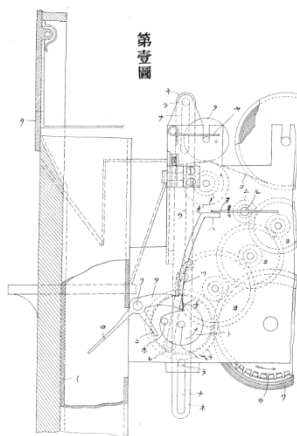
「1」を表示し、百回目には、圓位の表示穴に「1」、拾位と銭位の表示穴は「0」が表示されます。この発明を通じて、一般家庭における貯金が富国の基礎だと奨励されていたことがわかります。

## 切手貯金

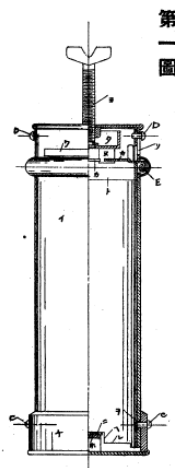
特許第22703号の特許明細書には「郵便切手貯金を希望するも、局の所在地が遠隔なために、交通が不便な僻地に住む少年子弟等が、その便宜の時期を待つて預金すべき一時貯金のごとき場合、または、日常の節約によって生じる少しの剰余がある金額まで蓄積しようとする場合・・・」などと記載されています。1900年に始まった郵便切手貯金は、イギリスにあった制度が日本に持ち込まれたものです。当時の貯金制度は10銭以上でないと預け入れできませんでした。しかし、切手貯金では、1銭や2銭のおこぼかいで買える小額切手を少しづつ貯めることができ、預け入れ可能額に達した時に、貯金として扱ってもらえることができます。専用の台紙にさまざまな図柄の切手を貼って集める行為は、楽しみながら貯金を貯めることができるため、小中学生の間に広まっていったそうです。

## 共同貯金

特許第10900号は、通貨を順序正しく積重ねると同時に毎回一枚づつ切符が出る自働貯金器の発明です。通過投入者に毎回必ず一枚づつ切符を供与することで、通貨を投入した人員数や順序、だれが投入した通貨が何かを的確に知ることができます。特許明細書には「多数人の共同貯金に最良のものなり」という記載があり、この当時に共同貯金というものがあつたことがわかります。共同貯金とは、総代人一人の口座を利用して複数の人々が貯蓄を行う制度のことです。基本的に何らかの集団が多数で貯蓄を行うための制度であり、あるいはそれを奨励する制度でした。



特許第10900号



特許第22703号

## 児童への貯蓄奨励

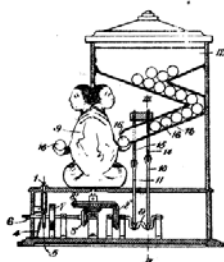
前述の切手貯金のような児童向け貯金制度を始め、明治から昭和初期には、児童への貯蓄奨励が盛んに行われていました。そのことが窺われる貯金箱の発明があります。

特許第21519号の発明の名称は「教育貯金函」です。貨幣を投入すると請求札が出て、数回または数十回貨幣を投入して全ての請求札を出した後、その次に貨幣を投入した時に鍵が出てきます。その鍵で下部扉を開けて、函中の貨幣を取出して請求札を戻します。特許明細書には「貯金の特殊の趣味を有し、児童の頭脳の発達を助ける教育用に有益である」と記載されています。

特許第64041号は、少額貨幣投入孔に一銭銅貨を一個づつ投入し、ある数に達した時にその貨幣を取出して、白銅貨に変換して高額貨幣投入孔に入れる貯金箱の発明です。切手貯金のように、少額貨幣を貯め続けていくことで、まとまった金額を貯めることができます。特許明細書には「児童用に供し、貯金を奨励し同時に計算の知識を養うことができる」と記載されています。

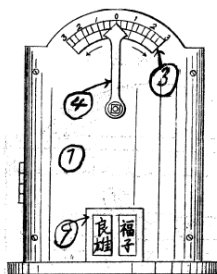
その他、貯金箱に二名の名前を書いて競争させる貯金競争機（特許第103099号）や、貨幣を投入すると人形や動植物が表れる貯金函（特許第39666号）、貨幣を投入すると、貨幣の種類によって自動選別し、貯金器内の巻紙と挿入カードとに同一文字を記録し、記録文字が器筐の全面に表示される自動選別記録貯金器（特許第111075号）などがあります。いずれも、児童に興味を持たせ貯金思想を助長させることを目的としています。

圖一第



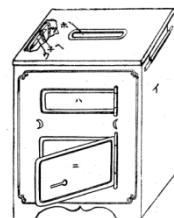
特許第39666号

圖三第



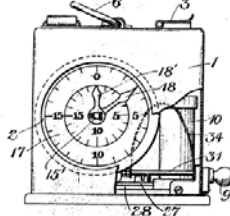
特許第103099号

圖一第

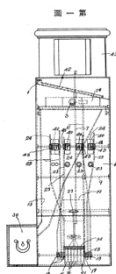


特許第21519号

圖一第



特許第64041号



特許第111075号



## 第2章 時代別に生活文化の変遷をとらえる

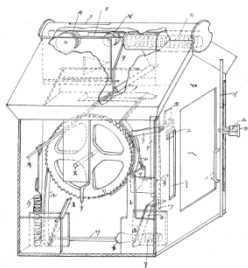
### 第1節 明治 お金の貯め方

明治時代には、お金がたまるまで開けることができないようになっていく貯金箱の発明が多く表れています。一定の貨幣数、一定の貨幣重量、一定の日数など、貯金を励行するためのルールが貯金箱とセットになっていることがわかります。

#### 一定の貨幣数になるまで貯める

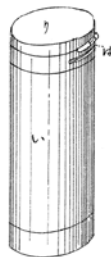
予定する貨幣の数に達するまでは、蓋を開くことができない貯金箱の発明があります。特許第1723号と特許第1877号、特許第1985号は、いずれも筒型であり良く似た形状をしています。容器や蓋に設けた弾條の作用によって、予定した数の貨幣が弾條を圧して蓋を開けることができようになります。貯金の途中で蓋を開くことができないようにして、貯金途中でお金を消費しようとする気持ちを諦めさせます。

特許第11641号は、貨幣の大小に拘らず、予定の数に達しなければ開扉できない貯金箱の発明です。五厘銅貨の場合は鋸歯輪の歯一枚、一銭銅貨の場合は二枚、二銭銅貨の場合は三枚というように、貨幣の大小に応じて鋸歯を廻旋させます。鋸歯輪の一周を五十銭または一円などと予め刻んでおくことで、予定した貨幣の数に達すると開扉できるように調節します。



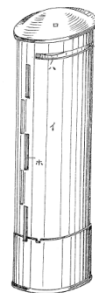
特許第11641号

第一圖



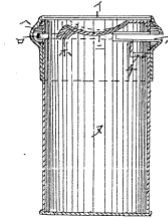
特許第1985号

第一圖



特許第1877号

第一圖



特許第1723号

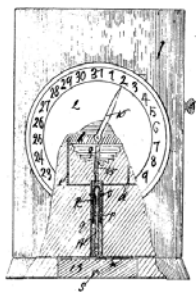
## 一定の貨幣重量になるまで貯める

特許第5305号は、貨幣の重量の程度で開函するようにして、中途で貯金を取り出すことができないようにする発明です。函の内部の容器と函底との間に、弾螺旋條を連着し、容器に重圧を掛けることで引掛けた弾弁が外れ、開函できるようになります。

## 一定の期間になるまで貯める

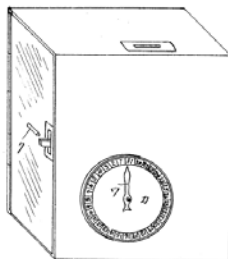
一定日数に達した時に開くことができる貯金箱の発明があります。特許第16480号と特許第22140号です。いずれの発明も、貯金箱の表面に年月日時などを表記した文字板があり、貨幣を投入すると文字板上の指針が回転します。一回転終わった時に、一定期間を経過したことを示し、その時に貯金箱の蓋を開くことができます。さらに、特許第16480号では、家庭において貴重品（例えば、金指輪、金時計、鎖等の贅沢品）をこの中に収蔵し、使用する時に一定の税金を投入しなければ取り出せないようにすることで、家庭における貯金の励行にもなるとあります。特許第16480号の特許明細書には「人に定期と貯金との観念を養成させ・・・鍵條等を使用せず一定の期日を経なければ貯金銭を出せないようにすることで、家庭において規律的貯金趣味を養成させる」と記載されています。

圖一第



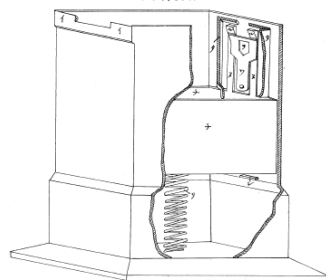
特許第22140号

圖壹第



特許第16480号

圖貳第



特許第5305号

# 特許第一七二三號

第一百九類

出願 明治二十五年五月五日  
特許 明治二十五年十月四日  
特許年限 十五年

(明治四十年十月三日年限  
滿了ニ依リ特許權消滅)

德島縣三好郡加茂村千三百番地本籍  
東京府下谷區南稻荷町四十九番地寄留

特許權者 田岡忠次郎

## 明細書

### 貯金器

此發明ハ蓋ノ内裏ニ一種ノ彈條ヲ固着シテ或場合迄其蓋ニ具ヘテ出沒自在ナルヘキ突起ヲ保護セシムヘクナシタル貯金器ニ係リ其目的トスル所ハ豫定セル貨幣ノ數ニ達セサル迄ハ蓋ヲ開クコト能ハサラシメ以テ任意ノ時ニ其貯金ヲ出スコト能ハサラシムルニ在リ別紙圖面ハ本器ノ構造ヲ示ス即チ其第一圖ハ本器ノ縱斷面圖第二圖ハ蓋ヲ除キタル様ヲ見タル斜面圖第三圖ハ蓋ノ裏面圖ナリ右諸圖ニ於テ同シ符號ハ同シ部分ヲ示ス

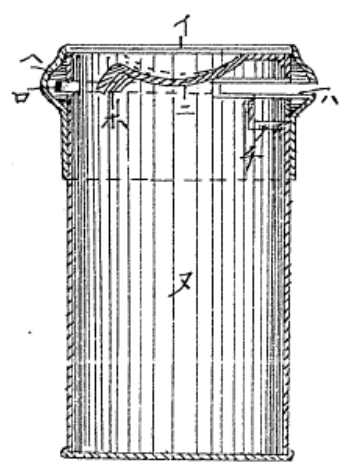
蓋(イ)ノ外周ニハ隆條部(ロ)ヲ設ク其一側ノ稍、全半部ニ透孔(ハ)ヲ穿テ蓋ノ内裏ニハ彈條(ニ)ノ一端ヲ固着シ該彈條ノ他端ノ透孔(ハ)ニ相對スル所ニ隔片(ホ)ヲ具ヘ此隔片ノ下緣ハ恰モ透孔(ハ)ノ下方ノ緣ト同平面内ニ在ラシムヘクナシ又蓋(イ)ノ此隔片(ホ)ノ中央ニ向フ所即チ透孔(ハ)ト反對ノ側ナル箇所ニ突起(ヘ)ヲ具フル彈條(ト)ヲ具フ又此突起(ヘ)ト稍、相對スル反對ノ内側ニ突起(チ)ヲ設ク而シテ筒(ヌ)ニハ其上緣ノ稍、全半部ヲ切缺キ其切缺部ノ稍、中央ニ當ル所ニ矩狀ノ切缺(ル)ヲ穿テ此切缺ニ相對スル向フ側ニ切缺(ヲ)ヲ設ケ此切缺ニ隣シテ透孔(ワ)ヲ穿テリ

本器ニ蓋(イ)ヲ冠セルニハ彈條(ト)ノ突起(ヘ)ヲ切缺(ヲ)ニ突起(チ)ヲ切缺(ル)ニ相適中スル位置ニ於テ冠セ之ヲ透孔(ワ)ノ方ニ向テ少シク回轉スレハ彈條(ト)ハ筒(ヌ)ノ周圍ニテ推サレテ隆條部(ロ)内ニ沒入シ之ヲ回轉スルニ妨ナシ然ルニ其突起(ヘ)カ透孔(ワ)ニ相向フニ至ルヤ否直ニ之ニ陷入シ之ヨリ後ハ他ノ突起(チ)ノ爲メ回轉スルコト能ハス然ルニ再ヒ前ト反對ニ回轉セントスルモ突起(ヘ)ノ頭ハ透

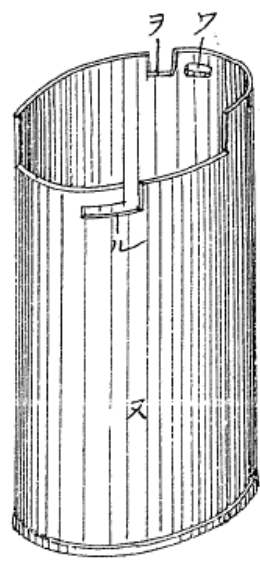
発明の目的

・ 予定している貨幣の数に到達するまで、蓋を開くことが出来ず、任意の時にその貯金を出すことが出来ない。

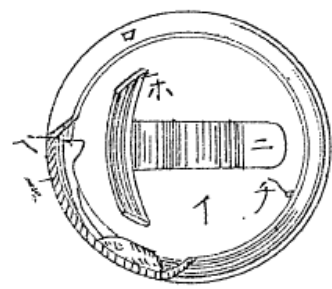
第一圖



第二圖



第三圖



図の説明

別紙圖面ハ本器ノ構造ヲ示ス即チ其第一圖ハ本器ノ縦断面圖第二圖ハ蓋ヲ除キタル様ヲ見タル斜断面圖第三圖ハ蓋ノ裏面圖ナリ  
右諸圖ニ於テ同シ符號ハ同シ部分ヲ示ス

# 特許第一八七七號

第一百十九類

出願 明治二十五年四月五日  
特許 明治二十六年四月一日  
特許年限 十五年

(明治四十一年三月三十一日  
年限滿了ニ依リ特許權消滅)

山口縣阿武郡萩吉田町二番地本籍  
長野縣上水内郡長野町二千六百八十二番地寄留  
特許權者 山 本 正 路

## 明細書

### 貯金器

此發明ハ下底ニ彈條ヲ附着シ其側ニ貨幣入口ヲ設ケ上方ノ一側ニ脱出口ヲ設ケ其内方ニ相對シテ突起ヲ設ケテ蓋ヲ止ムヘキ用ニ供シ蓋ノ内裏ニハ彈機ニテ壓迫サレ相對スル兩邊ニ切欠ヲ設ケ且此部分ニ鈎狀ニ屈折セル脚ヲ具ヘタル欠圖版ト對角ニ折返セル副版ヲ具ヘ其角ニハ之ニ直角ニ條孔ヲ貫通セル牆版トヲ附着ケテ成ル貯金器ニ係リ其目的トスル所ハ一旦推入レタル貨幣ハ其一定ノ數丈入ル、ニ非スンヘ本器ヲ破ルノ外蓋ヲ開キ能ハサラシメ又其他ノ手段ニテ取出スコト能ハサラシムルニ在リ

別紙圖面ハ本器ノ構造ヲ示ス即チ其第一圖ハ全體斜面圖第二圖ハ蓋ヲ取除キタル様ヲ見タル斜面圖第三圖ハ蓋ノ斜面圖第四圖ハ本器ノ底ニ附着セル彈條ノ圖第五第六第七第八第九ノ五圖ハ共ニ蓋ノ分解圖ナリ

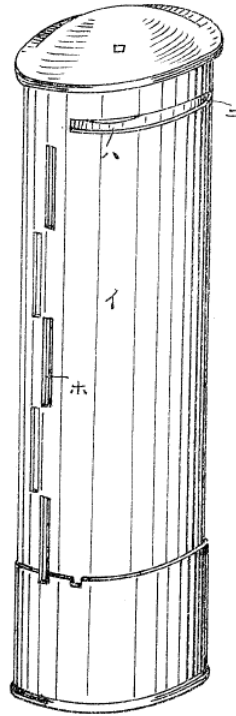
右諸圖ニ於テ同シ符號ハ同シ部分ヲ示スモノトス

本器ハ金屬又ハ其他適當ノ資料ニテ圓筒形ニ作り其大サ及ヒ長サハ貨幣ノ大サト蓄積スヘキ數トニ依リ定ムヘキコト勿論ナリ其圓筒イノ低(ロ)ノ内面ニハ彈條(ニ)ヲ附着ケ(第四圖ニ見ル如シ)底ニ近キ所ノ一側ニハ貨幣ヲ一枚ツ、推シ入ルヘキ入口(ニ)ヲ穿チ彈條(ニ)ハ此入口(ニ)ノ下緣ヨリ稍高クシ以テ其中ニ入レタル貨幣ヲシテ自ラ脱出スルコトナカラシメ且ツ貨幣ヲ滿テタルトキ之ヲ壓迫スルノ用ヲナス而シテ圓筒イノ側面ニハ縱ニ條溝(ホ)ヲ穿チ内部ニ蓄積セル貨幣ノ量ヲ窺フニ便セシム但シ此孔ハ穿タサルコトモアルヘシ圓筒ノ他端ニ近キ所ノ一側ニハ脱出口(ハ)ヲ穿チ之ニ相對シテ他ノ側ニ孔ヲ穿チ該孔ノ中央ト脱出口(ハ)ノ中央ノ上緣ニハ互ニ相對

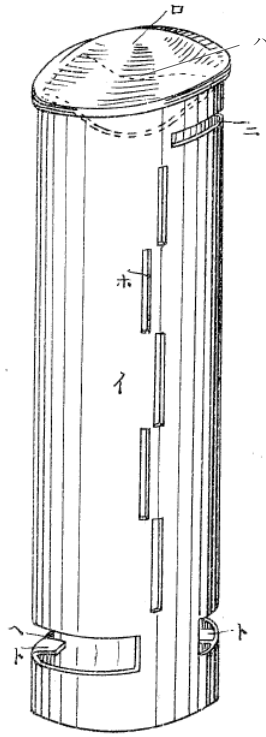
発明の目的

一旦入れた貨幣は、一定の数を入れなければ本器を破壊する以外に蓋を開くことが出来ず、その他の手段でも取り出すことが出来ない。

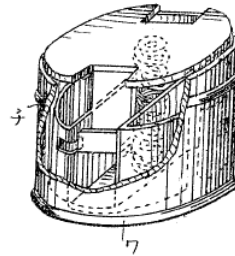
圖一第



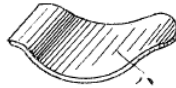
圖二第



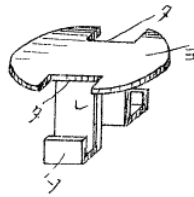
圖三第



圖四第



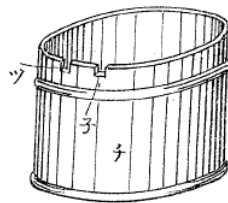
第五圖



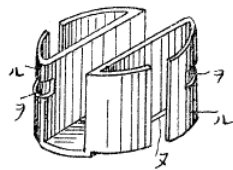
第六圖



圖八第



第七圖



圖九第



図の説明

別紙圖面ハ本器ノ構造ヲ示ス即チ其第一圖ハ全體斜面部圖第二圖ハ蓋ヲ取除キタル様ヲ見タル斜面部第三圖ハ蓋ノ斜面部第四圖ハ本器ノ底ニ付着セル彈條ノ圖第五第六第七第八第九ノ五圖ハ共ニ蓋ノ分解圖ナリ

## おわりに

古い発明の文献にあたるのは、一筋縄ではいきませんでしたが大変面白い作業でした。読めない旧字と句読点のない明細書の文章、そして技術がどう成り立っているのかを示した独特の説明文を目の前に、まるで見たことのない景色に迷い込むようでした。何が書いてあるのだろうという好奇心と、わからない不安感が入り混じるような感覚です。読み進めていくと、心に触れてくる人の感触にも気づくようになり、古い発明の明細書は、なぜだかいつまでも歩いていたくなる景色のようです。徐々に、旧字体の文章にも慣れてきました。名称や図面を見てどんな発明か想像しながら読んでいくのがコツのようですのでお試しくください。

旧字について少し調べてみますと、当時は印刷字体と手書きの字体は異なっていたようです。発明の明細書は印刷物ですので旧字体だったわけです。昭和9年に日本の国語政策を検討するために国語審議会が設立されて、漢字の字体や仮名遣いの議論が重ねられ、戦前に標準漢字表が発表されましたが、実行性はず、戦後になって見直されて昭和21年に当用漢字体表として発表された後に、旧字体から新字体へと切り替わっていったようです。

時代の変化は曖昧模糊としており、はっきりと変化が見えるわけではありません。しかし、発明と発明のつなぎ目に見えてくる景色に魅力を感じてなりません。これからも、さまざまな切り口で日本の生活文化を見ていきます。発明を通して当時の人々の息づかいを感じることに楽しみます。どうぞご期待ください。

平成27年7月

### 編集

橋本小百合

庵雅美

### 編集協力

中島隆

広瀬徹

関由紀子